

令和6年度（2024年度）東海市まちづくり協働推進事業募集要項

1 目的

第7次総合計画が目指す「協働・共創によるまちづくり」を推進するため、NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」を活用して、市民活動団体と行政の協働により効果が期待される事業について、市民活動団体から企画提案を募集するもの

なお、令和6年度（2024年度）は、令和7年度（2025年度）の事業実施に向け、市民活動団体と事業担当課が協議を重ねるもの

2 募集内容

事業名（詳細は、別添募集事業概要のとおり）

- (1) 育児休業中の子育て支援事業 （こども課）

同一団体による応募は、1事業につき1応募とする。

3 応募資格

次のいずれにも該当する市内で活動する団体を対象とする。

- (1) NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」に署名した団体であること。
- (2) 5人以上で構成され、定款又は規約を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (3) 提案した事業について実施する意志があること。

4 企画提案応募期間

令和6年（2024年）5月7日（火）から5月14日（火）まで

5 提出書類

所定のチェック表で確認し、次の書類を各1部提出すること。

- (1) 提案書 （様式1）
- (2) 企画書 （様式2）
- (3) 見積書 （様式3）

なお、協働事業の積算基準（令和6年度（2024年度）予算用）は、市民協働課、市民活動センターの窓口で配布するもの

6 提出先及び方法

- (1) 東海市役所市民協働課（1階）へ直接持参すること。

(2) 提案書の受付は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする。

7 応募に関する相談

市民協働課又は市民活動センターで相談を受け付けるもの。事前に電話で予約すること。(1団体2時間以内)

8 選定方法

(1) 事業担当課による事前ヒアリング

令和6年(2024年)5月15日(水)から6月5日(水)までに事業担当課による企画提案内容に対するヒアリングを実施するもの

(2) 審査

有識者、NPO活動者及び市職員で構成された審査会で審査・選考を行う。

ア 一次審査

書類審査とする。一次審査の結果は、令和6年(2024年)8月1日(木)までに通知するもの

なお、一次審査で選考されなかった提案は、二次審査に進めないもの

イ 二次審査

公開での質疑応答とする。8月15日(木)に実施し、当日、選考の結果を発表するもの。ただし、一次審査を通過しても二次審査会に出席しない場合は、審査の対象外とする。

(3) 注意事項

ア 提案内容、選考結果については、公表を原則とする。

イ 提出書類は、返却しないもの

ウ 選定された企画提案の著作権は、市に帰属するもの

9 審査後の流れ

審査により選定された団体と事業担当課は、提案内容の目的・実施方法など事業企画の検討、役割分担等の整理等協議を行う。協議が整うと、担当課は事業実施に向け予算要求を行い、市議会において議決された場合、翌年度に単年度の委託契約を結ぶことができる。

なお、双方が合意し、市議会において議決された場合に限り、最長3年間継続して同一団体と委託契約ができるもの

10 問合せ先

東海市役所総務部市民協働課 市民活動推進担当

電話 052-603-2211 又は 0562-33-1111 (内線153)

FAX 052-603-4000 E-mail : chiiki@city.tokai.lg.jp

東海市立市民活動センター

電話 0562-32-3400

FAX 0562-32-8180 E-mail : shimin-c@fuga.ocn.ne.jp